

2. 個人消費

個人消費は、持ち直しの動きが続いている。

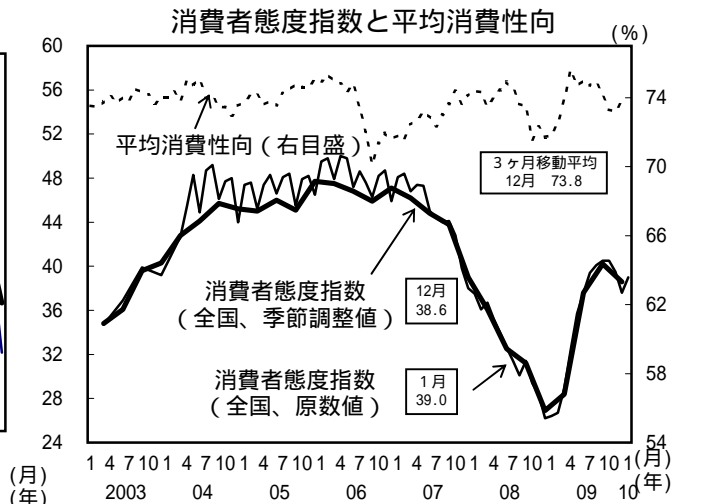
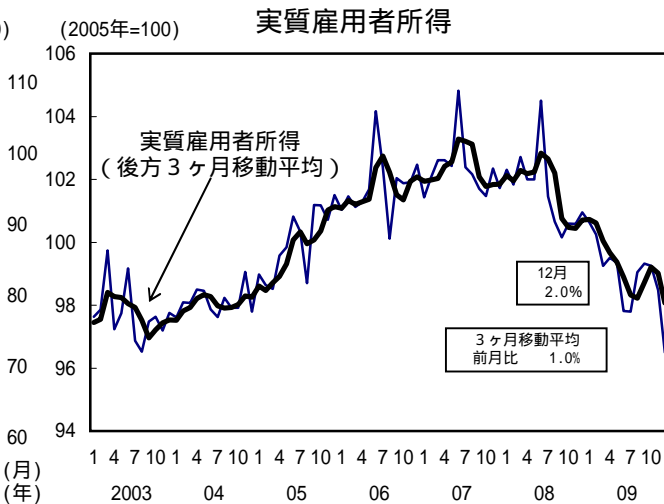
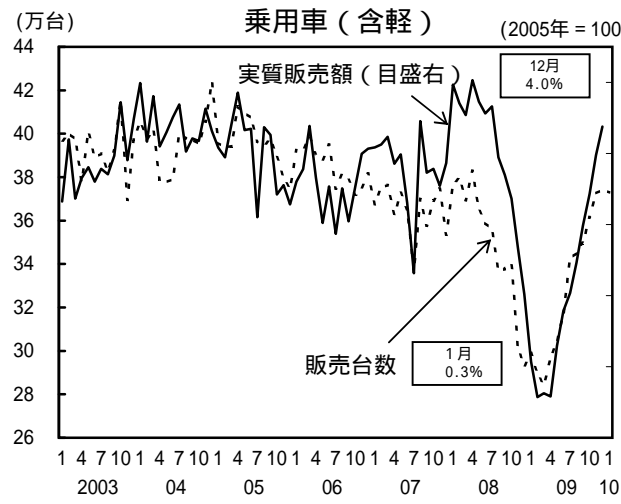
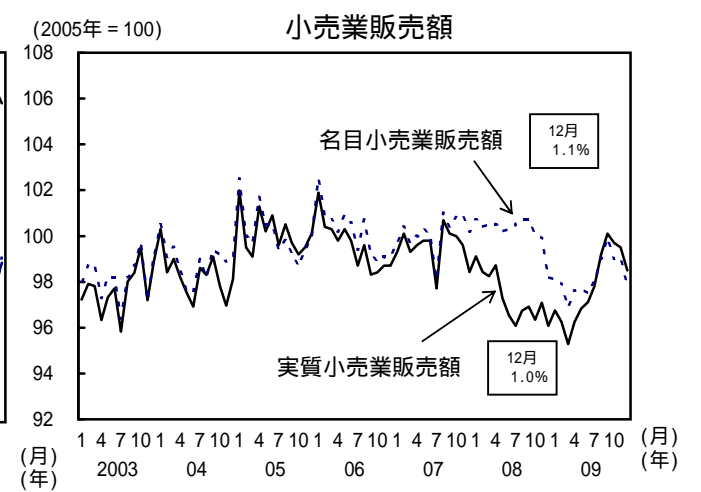
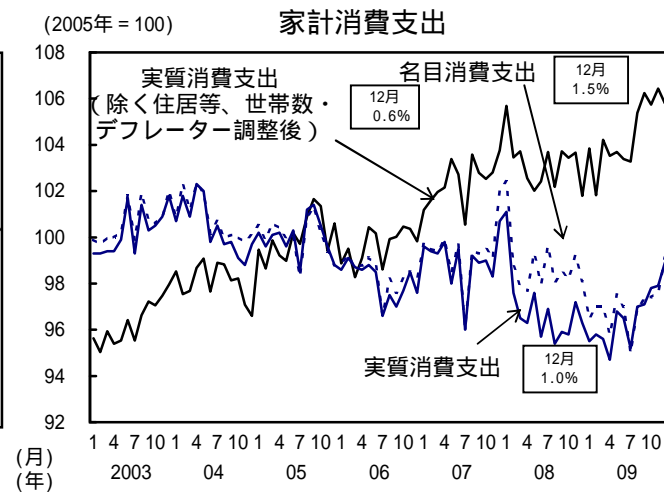
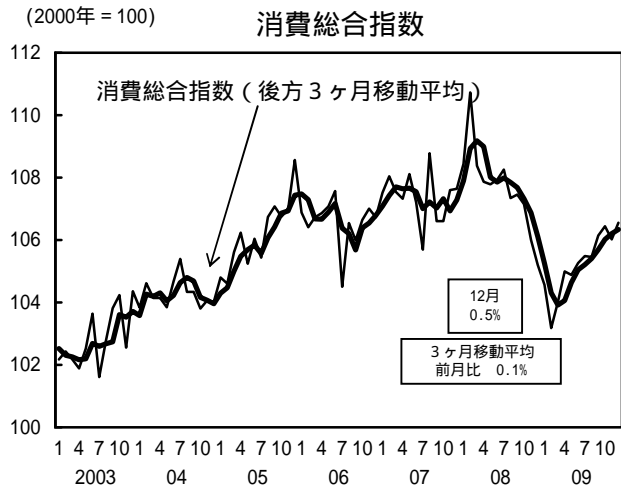
(前年同期比%、( )内は季調済前期比%)

2010年1月

	2009年(金額等)	2008年	2009年	2009年4-6月	7-9月	10-12月	2009年10月	11月	12月	
消費総合指数 (実質)		0.3	2.2	(1.2) 2.6	(0.5) 1.8	(0.5) 0.3	(0.3) 0.5	(0.4) 0.0	(0.5) 1.3	
家計調査	実質消費支出		1.9	0.2	(0.3) 0.2	(0.8) 0.6	(0.6) 2.0	(0.7) 1.6	(0.1) 2.2	(1.0) 2.1
	名目消費支出 (291,737円 (月平均額))		0.3	1.7	(0.4) 1.3	(0.5) 2.0	(0.3) 0.3	(0.1) 1.3	(0.2) 0.0	(1.5) 0.3
	実質消費支出 (除く住居等,世帯数・デフレーター調整後)		0.9	1.1	(0.2) 1.2	(1.4) 1.7	(1.0) 2.9	(0.5) 1.8	(0.7) 3.8	(0.6) 3.2
	家計消費指数(実質)		1.6	0.2	0.4	1.5	2.8	3.6	2.0	2.7
	平均消費性向(季調値)		73.4	74.6	75.2	75.0	73.8	72.4	73.2	75.7
販売側統計	小売業販売額 (商業販売統計、名目)	132.3兆円	0.3	2.3	(0.0) 2.8	(1.4) 1.9	(0.4) 0.7	(0.9) 1.0	(0.0) 1.1	1.1 0.2
	百貨店販売額 (既存店、名目)	7.2兆円 (全店)	4.2	10.1	10.8	9.8	8.8	10.6	11.8	5.0
	スーパー販売額 (既存店、名目)	12.6兆円 (全店)	1.3	5.0	4.1	5.4	5.8	5.2	8.3	4.3
	コンビニエンスストア販売額 (既存店、名目)	8.0兆円 (全店)	4.3	2.1	1.0	6.3	5.9	5.6	6.4	5.7
	新車新規登録・届出台数 (乗用車・軽を含む)	391.7万台	3.9	7.2	(5.2) 17.2	(13.0) 1.4	(6.8) 19.3	(3.4) 7.8	(3.0) 24.7	(0.5) 27.5
	旅行者取扱金額 (国内) (名目) (海外)	1.9兆円 1.0兆円	2.6 8.1	11.7 22.3	15.1 33.3	8.9 20.3	14.0 15.9	14.5 16.2	14.1 18.3	13.2 13.2

(百貨店協会)  
5.7

P (0.3)  
P 25.2



- (備考) 1. 経済産業省「商業販売統計」、生産動態統計、財務省「貿易統計」、総務省「家計調査」、内閣府「消費動向調査」、鉄道旅客協会、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会資料により作成。旅行は大手旅行業者12社(2008年3月までは13社)取扱金額。図中の囲い内の数値は最新月の季調済前月比。
2. 消費総合指数は内閣府の試算値。なお、消費総合指数は四半期別GDP速報(QE)の推計方法の変更に伴い、2005年2月に改定を実施した。
3. 実質消費支出(除く住居等・世帯数・デフレーター調整後)は、二人以上世帯の実質消費支出から住居、自動車、仕送り金、贈与金を除いて世帯数を乗じた内閣府試算値。季節調整は×12による。
4. 実質消費支出、実質消費支出(除く住居等・世帯数・デフレーター調整後)及び小売業販売額は、うるう年調整をしている。それ以外はうるう年調整をしていない。
5. 家計消費指数は、家計調査の結果のうち、購入頻度が少ない高額消費部分について「家計消費状況調査」の結果と合成し、指数化したもの。
6. 実質雇業者所得は、現金給与総額(厚生労働省「毎月勤労統計」)と非農林業雇業者数(総務省「労働力調査」)を掛けあわせた内閣府試算値。
7. 小売業販売額、百貨店、スーパー、コンビニエンスストアは商業販売統計(経済産業省)により作成。既存店とは、調査月において、当月と前年同月でともに存在した店舗をいう。(P)は速報値。小売業販売額の実質系列はCPI(財)を用いた内閣府試算値。
8. 平均消費性向(季調値、勤労者世帯)は後方3ヶ月移動平均値。
9. 自動車販売金額は国内販売金額から輸出入を調整し、CPIで実質化した内閣府試算値。新車新規登録・届出台数は内閣府で季節調整を行っている。なお、最新月はナンバーベース(特殊用途車を乗用車や貨物車に配分する)によるが、それ以前の月は登録ナンバーベース(特殊用途車を乗用車や貨物車に配分しない)によるものであり、両者は厳密には一致しない。